

質問の件名及び質問の要旨（質問時間）	答弁を求める者
<p>1 保育園でのおむつの施設処分等について (20分)</p> <p>子ども支援課で確認したところ、「市内の公立保育園では、保育園にお子さんをあずける際、おむつは、家庭より持ち寄り名前を書き、個別に保育園が管理し、そして、使用済みのおむつは親が持ち帰る。3歳からは、給食で主食は提供されずに、パンやご飯などを、家庭より持参する。お昼寝用布団は、毎週シーツは持ち帰り洗濯、布団も持ち帰りご家庭で干すか、有料で2週間に一度、園で布団乾燥業者に委託する。」とのことでした。</p> <p>群馬県太田市、東京都豊島区などでは、おむつの定額購入制が導入されています。また、育児休業の取得により在園児の保育が継続できない事が、所沢市長選での争点になるなど課題となっています。</p> <p>保護者が、おむつを持ち帰る場合、子どもごとに分別する保育士の負担や持ち帰る際の衛生面などが課題とされ、国は、本年、令和5年(2023年)1月に各自治体に施設での処分を推奨する通知を出しています。</p> <p>鶴ヶ島市では、国の保育園への負担金が一般財源化されるなど、公立から民間への流れに沿い、東部保育園を廃止し、現状公立保育園は2園だけとなっておりますが、おむつの処分などのサービスは、公立、民間での差があってはならないと考えます。</p> <p>(1) 公立保育園、民間保育園、小規模保育園、認定こども園の現状について</p> <p>ア おむつの処分の取り扱いについて</p> <p>イ おむつの定額購入制の導入について</p> <p>ウ 布団の取り扱い、シーツの取り扱いについて</p> <p>エ 3歳以上の主食について</p> <p>オ 育児休業中における在園児の保育の継続について</p> <p>(2) おむつの施設処分の実施を</p> <p>(3) おむつの定額購入制の導入の検討を</p> <p>(4) 布団、シーツの取り扱いへの助成について</p> <p>(5) 主食への助成について</p> <p>(6) 育休中の家庭の在園児の1歳6カ月まで保育継続について</p>	<p>市長</p>

質問の件名及び質問の要旨（質問時間）	答弁を求める者
<p>2 全国に広がる奨学金返還支援について (20分)</p> <p>自治体や企業が奨学金の返還を“肩代わり”する支援制度が、広がっています。</p> <p>自治体の奨学金返還支援制度は、2015年から負担額を特別交付税措置の対象とするなど、国による財政支援がスタートし、2022年6月時点で、実施自治体は、36都道府県615市区町村に上り、利用者も15～21年度の累計で3万人を超えています。</p> <p>一方、企業による返還支援は2021年4月から、それまでが、給与などに返済分を上乗せする方法しかなく、所得税などが大きくなる恐れがあるという問題点に対応し、社員に代わって企業が奨学金を貸与する日本学生支援機構に直接返還できる「代理返還」制度が始まったことで導入企業が拡大し、昨年10月末時点で約500社が制度を設けています。</p> <p>近隣市町では、毛呂山町が埼玉県初で令和4年度より「毛呂山町未来応援奨学金返還支援事業」を実施し、昨年度の実績で41件380万円の歳出となっております。</p> <p>(1) 定住促進策として鶴ヶ島市での実施について</p> <p>ア 令和3年9月議会での一般質問に対して、月額6万4000円、4年間総額で300万円、その半分を市が肩代わりするという例をあげて答弁されていますが、その妥当性について</p> <p>イ 奨学金返済補助への市民の声は</p> <p>ウ 第6次総合計画策定における市の検討状況は</p> <p>エ 鶴ヶ島市での奨学金返済補助の実施を</p> <p>(2) 鶴ヶ島市の企業での「代理返還」制度実施による影響について</p> <p>ア 市内での実施企業の状況について</p> <p>イ 市内企業への広報、啓蒙について</p> <p>ウ 実施する市内企業への助成について</p>	<p>市長 教育委員会教育長</p>
<p>3 第9期介護保険事業計画について (20分)</p> <p>来年度から始まる第9期介護保険、団塊の世代が75歳以上となる2025年、その後高齢者人口がピークを迎える2040年頃にかけての介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得再分配機能を強化し、低所得者の保険料上昇を抑制する必要から、13段階こし、所得に応じて基準額の1.8～2.6倍に引き上げ、その分低所得者の保険料上昇を抑えるという見直しが行われ</p>	<p>市長</p>

質問の件名及び質問の要旨（質問時間）	答弁を求める者
<p>る予定です。鶴ヶ島市は既に13段階ですが、影響はあると思われます。</p> <p>サービス利用の自己負担についても2018年8月から「現役並み所得」は3割負担、「一定以上所得」は2割負担となった中で、高齢者の方々の生活実態や生活への影響等も把握しながら必要なサービスを受けられるよう、次期計画に反映させる事が求められ、また、地域包括ケアシステムを深化させ、令和2年社会福祉法の改正などにより地域共生社会の実現を目指す中で介護保険の担う役割や、医療・介護分野における物価・賃金の上昇の影響など、次期事業計画策定については、配慮すべき様々な要因があると考えます。</p> <p>現在の第8期（令和3～5年度）の保険料の基準額の全国平均は月額6,014円ですが、鶴ヶ島市は4,500円で埼玉県で2番目に低い状況です。高齢化のスピードが速い本市にとって、保険料の負担増は、避けられないものと考えられます。第8期介護保険事業計画（鶴ヶ島市高齢者福祉計画）では、将来的な保険料水準等の見込みについて、令和7（2025年）年度には、6,183円と推計しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第9期における新たな取組、特徴について (2) 1号被保険者間での所得再分配機能の強化の影響について (3) 2025年、2040年を見据えた必要なサービスの提供について (4) 介護人材確保への取組について (5) 医療・介護分野における物価・賃金の状況の影響について (6) 地域共生社会実現への介護保険事業の役割について (7) 県内2番目に低い介護保険料はどのようなのでしょうか 	